

税理士会による平成29年分所得税・復興特別所得税の還付申告会開催

問合せ：関東信越税理士会越谷支部 ☎ 048-962-6131
越谷税務署 ☎ 048-965-8111(音声案内)

- 日時/1月25日(木)午前9時30分～11時、午後1時～3時
※混雑が予想されます。状況により、午前の受付であっても、午後の申告になる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 場所/役場第二庁舎3階301会議室
- 対象者/給与所得者又は年金受給者で年収600万円以下の方
※住宅ローン控除(初年度)のある方、事業所得・不動産所得・譲渡所得等のある方は受付できませんのでご注意ください。
- 必要なもの
【共通】
 - ①平成29年分の給与所得又は公的年金等の源泉徴収票(コピー不可) ②印かん・筆記用具
 - ③還付金を受け取る口座(申告者名義)の金融機関名/口座番号の分かるもの
 - ④源泉徴収票の住所が現住所と異なる場合は、住民票の写し
 - ⑤「マイナンバーカード(個人番号カード)のコピー(両面)」又は「通知カードのコピー+本人確認書類のコピー(運転免許証やパスポートなど)」
 - ⑥控除対象配偶者又は扶養親族がいる方:控除対象配偶者又は扶養親族のマイナンバーカード又は通知カードのコピー
- 【年末調整が済んでいない方】
上記①から⑥までのほかに
ア.国民健康保険税・介護保険料・後期高齢医療保険料などの支払金額が分かる書類
イ.国民年金保険料控除証明書(日本年金機構発行) ウ.生命保険料・地震保険料の控除証明書など
- 【医療費控除を受ける方】
上記①から⑥までのほかに、医療費控除の明細書、医療保険者からの医療費通知など

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。
なお、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。
※1 提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書は除きます(例:おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)。
※2 平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできます。

税理士事務所における無料相談会(相談内容によっては有料となります)

- 日時/2月1日(木)～15日(木)午前9時30分～正午、午後1時～4時
- 場所/最寄りの税理士事務所
- 対象/公的年金等を受給している方、医療費控除を受ける方、平成29年中に退職し年末調整が済んでない方
※相談会にお越しの際には、関東信越税理士会越谷支部(☎048-962-6131)へ事前に電話連絡をお願いします。

確定申告のお知らせ

- ◇ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できますので、「書面で印刷して送付」又は「e-Taxで送信(事前準備が必要)」のいずれかでご提出ください。

《作成コーナーの操作などに関する問合せ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」
(☎0570-01-5901)
【受付時間】月～金曜日(祝日等及び12月29日(金)～1月3日(水)を除きます。)

《確定申告などに関する問合せ》

越谷税務署 ☎048-965-8111
(自動音声でご案内します)

◇所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会

- 日時/2月16日(金)～3月15日(木)(土・日曜日を除く。ただし、2月18日及び25日の日曜日は受け付けます)。
午前9時～午後4時
- 場所/イオンレイクタウンKaze3階「イオンホール」
※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。
※上記の確定申告会場設置期間中は、越谷税務署庁舎では申告相談を行っておりません。

確定申告書は自宅等で作成し、郵送で提出が便利です

詳しくは国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」(<https://www.keisan.nta.go.jp/>)をご覧ください。